スタートアップキャリアフェア実施公募要項

令和7年９月

東京都スタートアップ戦略推進本部

戦略推進部スタートアップ推進課

**１　目的**

東京都は、国内外からスタートアップやその支援者が集まり、交流する一大拠点 Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。）を運営している。併せて、東京都はスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、学生・社会人等がスタートアップに触れることで、スタートアップへの就職や転職を身近に感じてもらい、スタートアップでのキャリアに安心して挑戦できる環境を創出していくことを目的とした、「スタートアップキャリアフェア」を開催している。

これらの東京都が主体的に行う取組に対して協働し、必要な支援事業（以下「本事業」という。）を令和7年１０月頃から令和8年３月頃まで実施する事業者（以下「本運営事業者」という。）を公募する。

【参考】

Startup Career Showcase2024　HP

[Startup Career Showcase 2024](https://startupcareer.info/2024/)

Startup Career Fair2025　HP

[Startup Career Fair 2025](https://startupcareer.info/)

**２　事業概要**

1. 東京都が本運営事業者（共同事業体も可。）１者を公募・採択し、協定を締結する。
2. 採択に当たっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。

2月中旬までに実施する。要素を追加

1. 実施期間

協定締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

（イベント実施は2月中旬までに実施すること）

本運営事業者は、Startup Career Fair 2026に向けて活動することで、イベントに出展いただけるスタートアップの募集、採択を行う。イベントに賛同いただける協力パートナー（※）など様々な主体と連携し、Startup Career Fair 2026がスタートアップと人材のマッチングの場となるように、事業を進めるとともに、外部発信を強力に推進する。

※協力パートナーとは当イベントの活動や趣旨・目的に賛同し、広報協力や企画・運営に貢献いただく団体等を示す。

⑷　本事業に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及びKPIを設定し、そのKPIの達成度合いに応じて、東京都から協定金の支払を受ける。

⑸　協定金の算定に当たっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により達成状況等の評価を行う。

**３　本運営事業者に求めること**

(1) 本運営事業者に求める能力

本運営事業者は、社会人等がスタートアップでのキャリアに安心して挑戦できる環境を創出する取組を行うとともに、自身が有する強みを生かした企画を提案し、運用を実行する。そのため、本運営事業者に求めることは以下のとおりとする。

最初に➀SUキャリアに関する知見を有すること。実施内容を理解

ア　本運営事業者はスタートアップ業界への知識・理解に加え、課題を把握し、その課題を解決するための手段を示したうえで、スタートアップキャリアフェアイベント（以下「本イベント」という。）を開催できること。

イ　本運営事業者は、都のスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、スタートアップでのキャリアに関心のある学生・社会人等とスタートアップとの交流機会を創出し、学生・社会人等にスタートアップにおける仕事のやりがい・面白さ、そこで生き生きと働く社員の魅力等をＰＲする情報発信を行えること。

ウ　本運営事業者は、本事業の趣旨に賛同いただける協力パートナーなどを巻き込んだうえ、都へ本イベントの内容を実施できること。

エ　事業計画策定や進捗管理を行うとともに、東京都との連絡調整を円滑に行えること。

(2) 本運営事業者の役割

本運営事業者は、東京都との緊密な連携の下、以下のとおりStartup Career Fair 2026の実施を企画し、イベント参加スタート募集の開始・登壇者依頼を行うなど、計画的に事業実施を遂行する。

　ア　参加スタートアップの募集・採択

Startup Career Fair 2026に興味・関心を示し、積極的に東京都と協働する意欲のあるスタートアップを募集し、公正な審査の上、参加企業として採択すること。採択における留意点は以下のとおりである。

（ア）参加スタートアップの募集は、12月下旬までに完了すること。

（イ）参加スタートアップの参加規模は100社以上とし、本事業の目的にそぐわない参加スタートアップや（カ）に該当する参加スタートアップを除くなどスクリーニングを行った上で、多種多様な分野のスタートアップを採択すること。募集時期を複数回とし追加で参加スタートアップを募集することも可とする。

（ウ）参加スタートアップは東京において事業展開を行っていること、又は行おうとし

ていること。

（エ）参加スタートアップは創業後概ね10年以内で、採用の目的や計画などが明確な企業であること。

（オ）参加スタートアップを採択する際は候補者リストを作成し、東京都と相談の上決定すること。

　　　　（カ）参加スタートアップは次のいずれかにも該当しないこと。

➀破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

③民法第90条に定める公序良俗に反する事業及び企業体であること。

　　　　（キ）参加スタートアップとして、幅広い分野のスタートアップを採択すること。併せ

て、Deep techなどの特定の分野に特化したスタートアップ企業も併せて採択する

こと。

　　イ　Startup Career Fair 2026に関係するコンテンツの立案

TIB（１階・２階）で開催される企画立案の際に、参加者にとって魅力的なイベント企画（ブース出展、セッションや参加スタートアップピッチなどのステージイベントは必須）を提案すること。なお、イベント開催時間は５時間程度とする。時間と空間を有効活用し、会場全体の賑わいを創出すること。

ウ　効果的な情報発信

本取組を普及させるため、スタートアップでのキャリアに興味ある層に対し訴求力のある広報ツール等を活用し、ア・イの取組について広報活動すること。

Startup Career Fair 2026に関するHPの運用を行うとともに、その他効果的な情報発信に資するツールについて東京都に提案、協議の上運用すること。

都と協議の上、参加スタートアップ全体の求人票を設置すること。

エ　Startup Career Fair 2026におけるブースの設営

　　Startup Career Fair 2026の全体コンセプトに合うようにブースのデザイン案を作成し、当日のイベント実施が可能なようにブースを設営すること。

オ　事業進捗及びKPI達成状況の報告

事業計画書を策定し、それに基づく進捗状況（定例の東京都との議事録や、イベント等の実施時の動画・写真の撮影等）及びKPIの達成状況について、東京都に報告すること。

カ　効果分析

　　　　イベント実施後にスタートアップと人材の相談内容等を基に等事業の成果に関する効果分析を行うこと。

キ　成果物の納品

本運営事業者は、以下に定める成果物について、電子データにより納入するとともに、対応する納品書を東京都に提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 納入物品 | 納入時期等 |
| １ | 業務計画書、準備スケジュール | 協定締結後１週間以内 |
| ２ | 参加スタートアップの募集に対する計画書 | 協定締結後１週間以内 |
| ３ | 本事業において作成・更新した資料・データ  （打合せ資料・議事録、参加者データ等を含む。） | 東京都との協議による |
| ４ | 実績報告書  （実施状況、KPI項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料） | TIBでのイベント後、2週間以内 |
| ５ | 参加スタートアップ及び参加者向けアンケート | TIBでのイベント後、2週間以内 |
| ６ | 記録写真、動画データ | TIBでのイベント後、2週間以内 |
| ７ | 本イベントを通した、スタートアップと参加者のマッチング件数 | 協定終了日まで |

（ア）電子データの提出は以下によること。

東京都の端末（OS Windows）で表示可能なものとすること。電子データは、文章については、ワープロソフト（Microsoft社Wordシリーズ）、プレゼンテーション等については、スライドソフト（Microsoft社PowerPointシリーズ）、計算表等については、表計算ソフト（Microsoft社 Excel シリーズ）で編集可能な形式とすることを基本とする。格納媒体はUSBメモリー等とし、ファイル名に委託年度及び委託件名等を記載すること。ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

（イ）成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに本運営事業者の負担で修正等を行うこと。

**４　東京都と本運営事業者との関係**

1. 公募・審査

東京都は、「５⑴応募要件」を満たす事業者を公募し、応募者の中から選定委員会が審査することで、本運営事業者を採択する。

1. 協定の締結

東京都は、採択した本運営事業者と連携内容等が規定された協定を締結する。

⑶ 本事業者に対する協定金の支払等について

　東京都は、KPIの達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額（以下「基準額」という。）及び成果報酬額の支払を行う。

ア　基準額

応募時に東京都及び本運営事業者が設定するKPI項目（※）ごとの経費となる。この経費は、KPI項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。なお、基準額の上限（消費税及び地方消費税を含む）は、3,590万円とする。

※　KPI項目設定方法及び評価方法について

本運営事業者は設定に当たり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標とし、協定締結後速やかに東京都と協議すること。

また、KPIの達成状況及び事業全体の成果の報告は年度終了後及び本事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。評価を受けるに際して、本事業者は、KPI項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を東京都に提出する。詳細については、別紙１「運営事業者への協定金支払に係る評価方法及びKPIの説明」を参照すること。

イ　成果報酬額

KPI評価委員会による事業全体の評価に応じ、基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、基準額と成果報酬額を合わせた額の上限（消費税及び地方消費税を含む）は、4,590万円である。

ウ　支払時期

原則として、基準額と、成果報酬額（以下「確定協定金額」という。）の合計額をKPI評価委員会実施後に支払う。KPI評価委員会は、令和８年3月頃に実施する。但し、東京都は本運営事業者から要請があったときは、定める金額を本運営事業者に対し概算で支払うことができる。この場合、本運営事業者は東京都から負担金額の確定金額を受けたときは、東京都に精算書を提出するものとする。東京都はその内容を審査し、適正と認めたときは、精算を行うものとする。

**５　本運営事業者の応募方法**

1. 応募要件

次のアからイまでの要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合も全ての事業者がアからイまでの要件を満たすこと。また、複数の事業者により連携して応募する場合は代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること（採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。

ア　次のいずれかに該当すること。

（ア）株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人

（イ）特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人

（ウ）国立大学法人、公立大学法人又は学校法人

（エ）国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関

（オ）その他（ア）から（エ）までに類する者として東京都が認めるもの

イ　次のいずれにも該当していないこと。

（ア）破産手続開始の申立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生じていること。

（イ）法人事業税等を滞納していること。

（ウ）公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、又は将来において行うおそれがあること。

（エ）所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成23年東京都条例54号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。

（オ）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。

イ（ア）～（キ）の内容をコピーし宣誓書（A4）１枚にまとめ、応募時に提出

（カ）政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とする法人であること。

（キ）国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。

（ク）機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(2)　募集受付期間

**令和7年10月1日（水曜日）から同年10月22日（水曜日）午後５時まで**

(3)　質問の受付

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける（締切：令和7年10月15日（水曜日）正午）。

メールアドレス：[S1190103@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1190103@section.metro.tokyo.jp)

なお、電子メールの件名は「スタートアップキャリアフェア実施事業に関する質問について（質問事業者名）」としてメールを送ること。応募状況や審査内容に関する質問については、答えられない。

(4) 応募様式提出前の意向表明

応募する意向がある事業者は、令和７年10月13日（月曜日）正午までに事業提案書提出意向表明届を電子メールで提出する。

なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。

(5)　応募様式の提出

下表で指定する応募書類※の電子データを「９申込・問合せ先」担当宛てにメールで送付する（合計データ容量が10MBを超える場合はデータを分けて送付する。）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDFファイルにて送付すること（紙の提出は不要）。

なお、応募書類の提出後、２日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「９申込・問合せ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了とならないため、注意すること。）。

応募に要する費用について、東京都は負担しない。

※　応募様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/ StartupCareerFair_2026/coordinator>

宣誓書を追加（６）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **No** | **書類** | **分類** | **提出形式** |
| 1 | 企画書（注１） | 必須 | PDF |
| 2 | 応募フォーム | 必須 | Excel |
| 3 | 様式１　KPI設定説明書 | 必須 | Excel |
| 4 | 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写） | 必須 | PDF |
| 5 | 直近２期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書）  ※税務署に提出した決算報告書一式 | 必須  （注２） | PDF |
| 6 | 宣誓書 | 必須 | PDF |
| ７ | 賛同事業者と共同して、スタートアップ関連イベントの企画及び運用を行った実績を示す書類 | 任意 | PDF |

※　複数事業者による応募の場合は、各事業者の役割等が分かる体制図及び事業者間の協定、覚書その他提携の証拠書類並びに全ての事業者に係るNo.4及びNo.５の書類を添付すること。

※　応募様式等は日本語で記載すること。

注１：企画書はプレゼンテーション審査にて使用する想定

注２：東京都の入札参加資格を有する事業者は不要

**６　審査の流れ**

1. 審査方法

書類審査及び、有識者等で構成される選定委員会によるプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は書類審査を通過した応募者のみを対象とし、10月27日（月曜日）（予定）に行う。詳細は、別途連絡する。

1. 審査基準

次の基準No.1からNo.8までに基づき、点数は合計100点満点で審査を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **No** | **項目** | **内容** |
| 1 | 企業情報 | ・事業内容  ・財務情報　等 |
| 2 | 実施計画（１０点） | ・プロジェクト実施に当たり具体的かつ実効性の高い計画か  ・本プロジェクトの成果が参加者のみならず、本事業を起点とし、スタートアップエコシステムの活性化に貢献する計画となっているか |
| 3 | 実施体制（１０点） | ・事業の実施に必要な人員が確保され、役割分担が明確になっているか  ・プロジェクトを円滑に進めるマネジメント力を有しているか  ・参加スタートアップ企業に必要な知見、ノウハウ等を提供できる十分な体制を構築しているか  ・東京都、TIBの関係事業者と適切に連携する体制がとれているか |
| 4 | 事業への理解（１５点） | ・東京都のスタートアップ戦略を踏まえた本プロジェクトの趣旨を理解しているか  ・スタートアップを取り巻く環境と課題等を理解しているか |
| ５ | KPI及び事業目標設定の妥当性（１５点） | ・本事業の目的に積極的に資するKPI及び事業目標が設定されているか  ・事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか  ・実施計画に照らし合わせ事業の目標値が妥当であるか |
| ６ | TIB等でのイベント実施の内容の妥当性（２０点） | ・当事業の趣旨に沿う、イベント参加者がスタートアップキャリアに関心を持てるような内容となっているか  ・KPIを達成できる具体的かつ効果的な内容となっているか  ・イベントの実施時間と会場を有効活用し、会場全体の賑わいが創出されているか  ・イベント実施後にスタートアップと人材の相談内容等を基に当事業の成果に関する効果分析を適切に行うことができるか |
| 7 | 情報発信力（１５点） | ・スタートアップでのキャリアに興味を持つ層を増やす事を目的とした、魅力的な発信をすることができるか  ・本イベントの認知度定着につながる発信となっているか  ・効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の設定となっているか |
| 8 | 参加スタートアップ募集・採択に関する計画の妥当性（１５点) | ・募集・採択に当たり具体的かつ実効性の高い計画か  ・参加スタートアップの募集・採択を幅広く行うために必要なネットワークを有しているか  ・当日、多種多様な分野のスタートアップが、一堂に会す計画となっているか  ・本事業の目的に沿ったスタートアップが参加できるよう、適切にスクリーニングが行えるか |

※次の場合には、審査対象外とする場合がある。

・　応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合

・　応募内容に不備がある場合

・　応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都に対して虚偽の申告を行った場合

・　出資関係にある企業・グループ企業等の特定の企業群やコミュニティ等の利益を専ら図る事業内容とした場合

⑶　採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者を採択する。

応募事業者には、10月29日（水曜日）（予定）に結果の通知を行う。

**７　留意事項**

(1) 本運営事業者は支援の実施に当たり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。

(2） 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、東京都より公表される可能性がある。

(3)　本運営事業者は、東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のために御協力いただく場合がある。

　(4)　応募に当たって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都として必要な範囲で共有・利用される。応募事業者の個人情報を含む機密情報は、当該応募事業者の事前の承認なく第三者に提供することはない。

**８　関係資料**

・　東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」

<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf>

・　Startup Career Showcase 2024ホームページ  
　　　[Startup Career Showcase 2024](https://startupcareer.info/2024/)

・　Startup Career Fair 2025ホームページ

[Startup Career Fair 2025](https://startupcareer.info/)

**９　申込み・問合せ先**

東京都スタートアップ戦略推進本部戦略推進部スタートアップ推進課

〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号　東京都庁第一本庁舎14階北側

電話番号：03-5388-2106　メールアドレス：[S1190103@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1190103@section.metro.tokyo.jp)

**企画書に関する留意事項**

１　様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A４横で作成すること。A４横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

２　留意事項

(1)　表紙を作成すること。

(2)　目次を記載すること。

(3)　提案事項の全体をまとめた概要を２ページ以内で記載すること。概要は、採択時に公表されても問題ないものとする。

(4)　プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて20ページ以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として25ページを超えないこと（表紙、目次及び概要を除く。）。

(5)　ページ番号を記載すること。

(6)　フォントは自由とするが企画書の本文記載は11ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りでない。）。

(7)　使用する言語は日本語とすること。

(8)　表紙には、表題として「スタートアップキャリアフェア実施事業　企画書」と記載すること。

(9)　提案事業者が特定されるような個人名や会社名、ロゴ等を記載しないようにすること。

(10)　提出された企画提案書は返却しないものとする。

(11)　企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。

(12)　企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含めるものとする。

(13)　企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触するおそれのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

３　企画書に盛り込むべき内容

（１）【全般的事項】

ア　東京都の戦略や事業目的に適した提案内容とすること。

イ　下記の【業務内容に係る事項】について、審査基準やKPI設定説明書に沿って記載すること。

（２）【業務内容に係る事項】

ア　本事業実施に係る計画

イ　本事業を通して達成したいゴール

　※KPI設定説明書「本事業のゴール」と同一の内容を記載

ウ　実施体制

本業務を実施するに当たっての体制

※企画書に関する留意事項 ２　留意事項（10）のとおり、提案事業者が特定されるような個人名等の記載はしないこと。

エ　事業への理解

オ　KPI及び事業目標設定

※KPI設定説明書と同一の内容を記載

カ　TIB等でのイベント実施の内容

キ　情報発信の方策

ク　参加スタートアップ募集・採択に関する計画